

証 拠 の 申 出

控 訴 人 株 式 会 社 早 川 書 房

被 控 訴 人 株 式 会 社 徳 間 書 店

外 一 名

右 当 事 者 間 の 御 庁 昭 和 五 九 年 ネ 第 八 一 四 号 出 版 差 止 等 請 求 控 訴 事 件 に つ い て 、 被 控 訴 人 徳 間 は 次 の と お り 証 拠 の 申 出 を す る 。

昭 和 五 九 年 一 一 月 七 日

事 務 所 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 横 山 町 三 番 一 号
〒 103 横 山 町 日 本 橋 横 山 町 三 番 一 号 七 〇 四 号 室
電 話 〇 三 (六 六 四) 四 一 〇 七 番 (代)

被控訴人徳間書店訴訟代理人

弁護士 斎藤 弘

同 吉田 杉 明

東京高等裁判所

第一三民事部 御中

一人証の申立

東京都港区新橋四丁目一〇番地

（徳間書店内）

証人 前島 不二雄

右同所同番地、同会社内

（約五〇分）



事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

証人 山本和夫

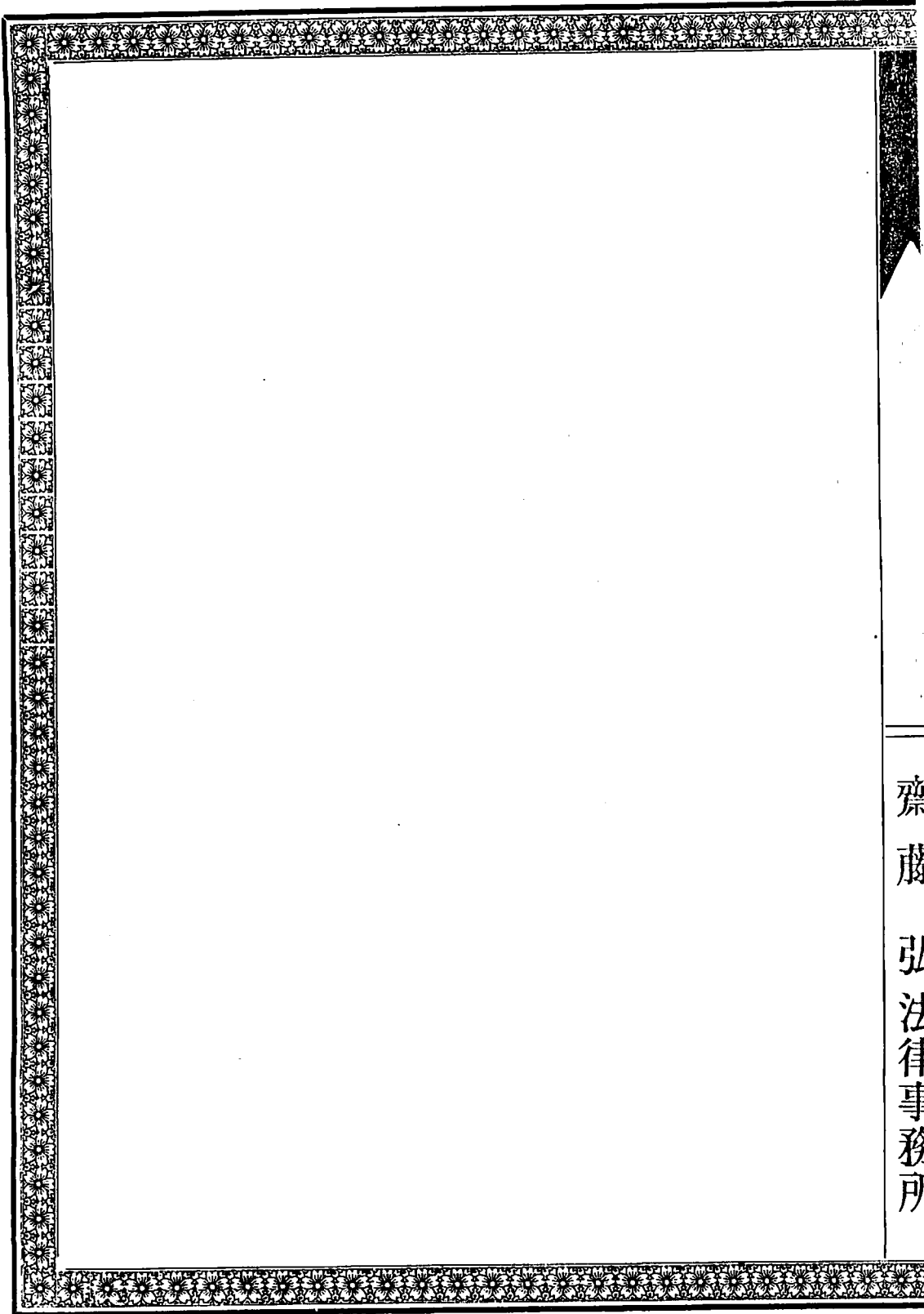
(約四〇分)

東京都新宿区西早稲田三丁目一六番二八号

新評論内

証人 美作太郎

(約四〇分)



齋
藤
弘
法
律
事
務
所

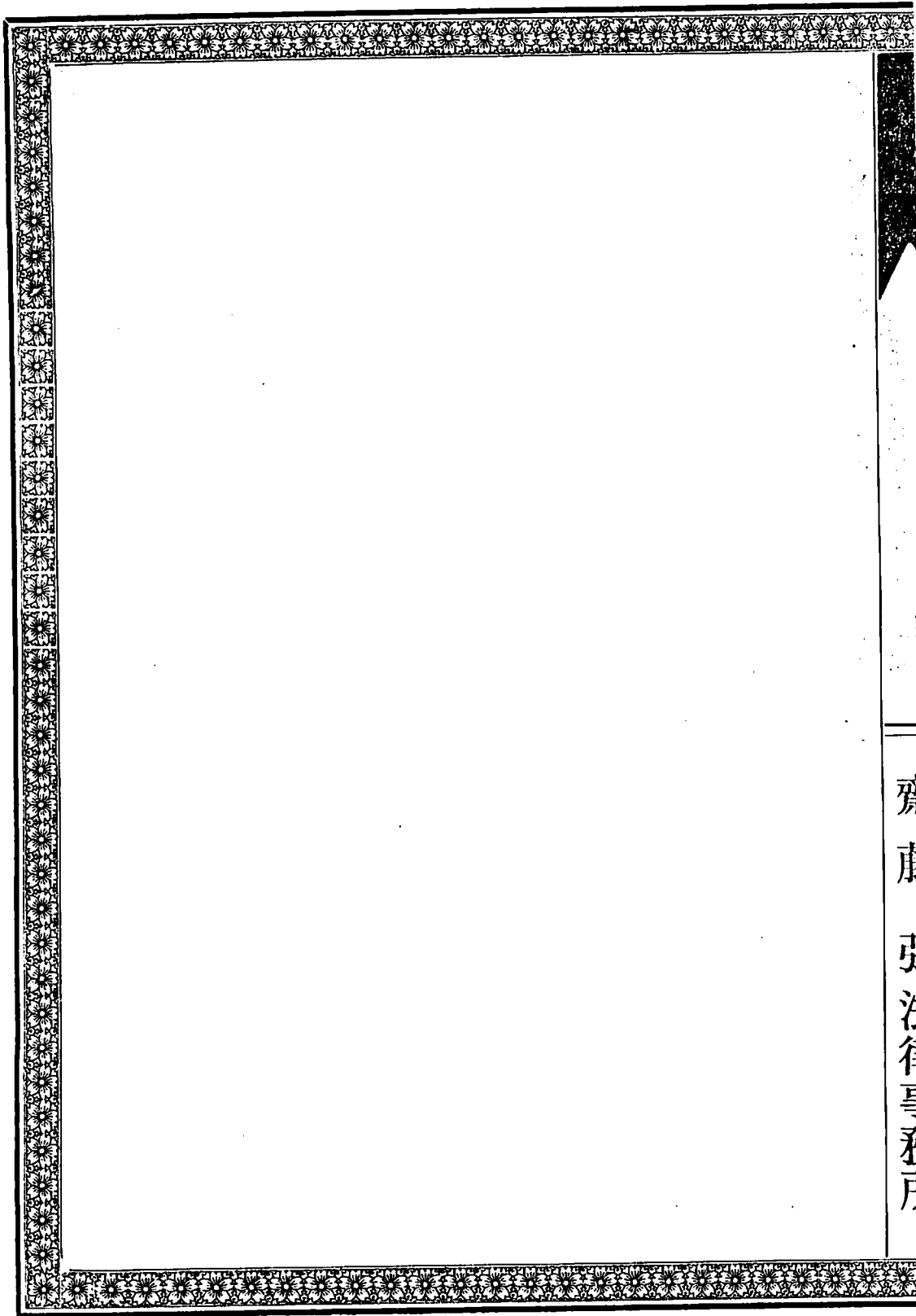


尋 問 事 項

証 人 前 島 不 二 雄

- 一 徳間書店での地位、仕事の内容
- 二 徳間文庫「太陽風交点」出版までの経緯、特に
 - (一) 堀 晃との出版契約について（早川書房の出版契約についての理解のしかた）
 - (二) 早川書房からの申し入れと、その対応
- 三 右出版後の早川書房との交渉経過
- 四 右の関連する事項一切

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
 〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
 電話〇三（六六四）四一〇七番（代）



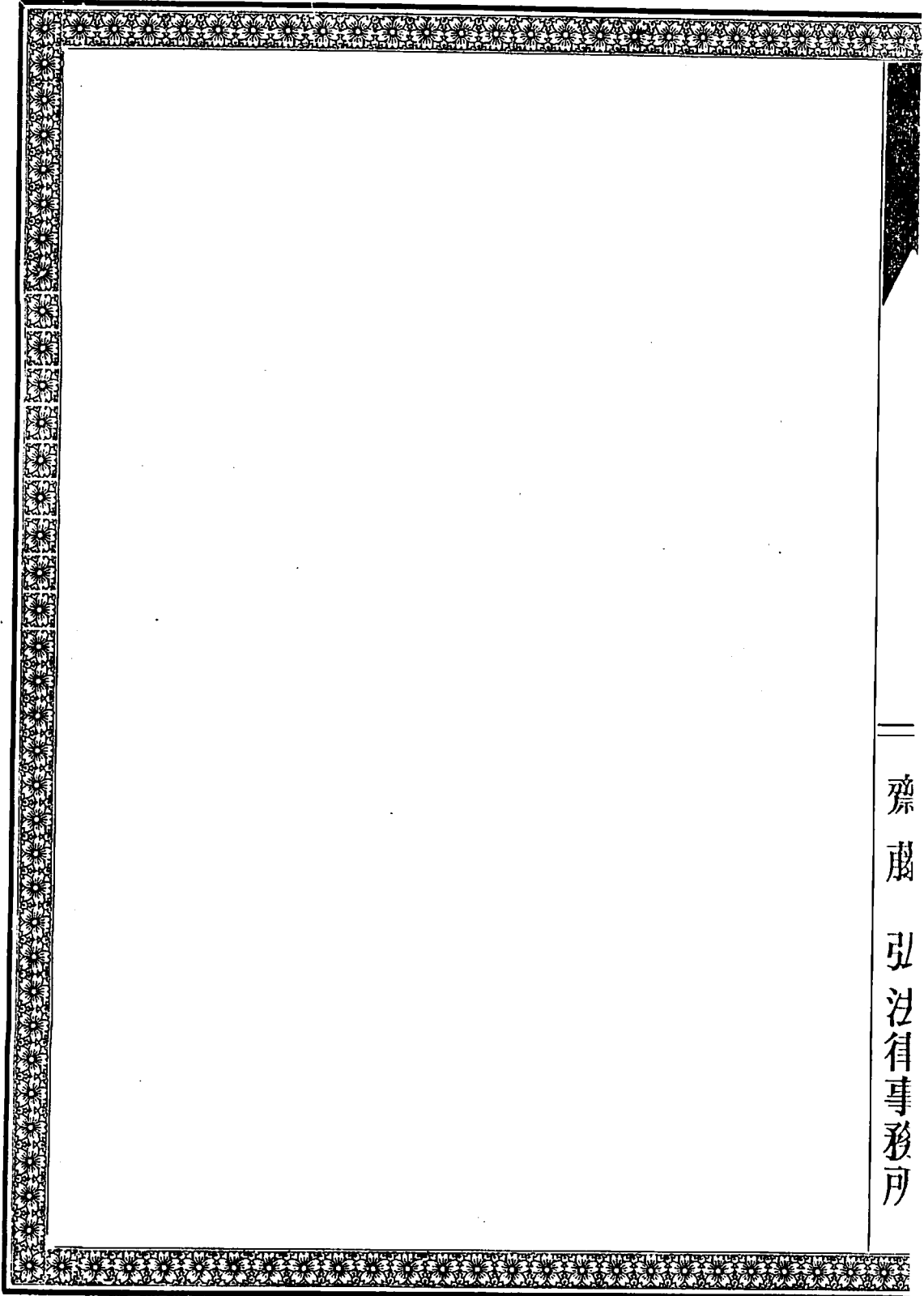
齋
藏
引
法
律
專
利
序

尋問事項

証人 山本 和夫

- 一 証人と徳間書店との関係、仕事内容
- 二 徳間書店の出版に関する契約書の使用状況
- 三 「単行本刊行後三年以内に他社より刊行された著作物一覧表」の作成経過
- 四 「早川書房より出版された作家別著作物一覧表」の作成経過
- 五 徳間が文庫本「太陽風交点」出版権設定登録した理由
- 六 右に関連する事項一切

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)



二
齋 菴 弘 法 律 事 移 可

尋問事項

証人 美作 太郎

- 一 証人の経歴、著作権に関する著作
- 二 証人と社団法人日本書籍出版協会との関係
- 三 右協会の沿革と機構及び右協会の出版業界における役割
- 四 証人もしくは、右協会における出版契約の調査結果並びにその
実情について
- 五 出版許諾契約ないし出版権設定契約の解釈について
- 六 右に関連する事項一切

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
〒103 横山町ダイカンブラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

